事 務 連 絡 令和3年9月15日

都道府県 各 指定都市 保育主管部(局)御中 中 核 市

> 厚生労働省子ども家庭局 保育課地域保育係

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る 保育所等における医療的ケア児への支援の推進について

保育行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号) (以下「法」という。)は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日 に施行されるところです。

法の目的及び基本理念に基づき、引き続き保育所等における医療的ケア児への支援の推進に取り組んでいく必要があることから、今般、法に定められた保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等について下記のとおりとりまとめましたので、都道府県等のご担当者様におかれては十分に御了知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県においては、管内の市区町村(指定都市、中核市を除く。)に 対する周知について併せてお願い申し上げます。

記

1. 保育所の設置者等の責務等について

保育所の設置者等の責務として、法第6条において、保育所の設置者等は、基本理念にのっとり、その設置する保育所等に在籍し、又は利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することとされました。

また、保育を行う体制の拡充等として、法第9条第2項において、保育所の設

置者等は、その設置する保育所等に在籍し、又は利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は喀痰吸引等を行うことができる保育士等の配置その他の必要な措置を講ずるものとすることとされました。

医療的ケア児の受入れを行っている保育所等においては、適切な支援を行うため、現在も看護師等の配置などの必要な措置を行っているものと承知しておりますが、引き続き、保育所等に対し当該措置を講じることについて周知をお願いいたします。

なお、上記の必要な措置とは、一律に看護師等を常時配置することを求めているものではなく、現在、看護師等が常時配置されていない保育所等に通園している医療的ケア児について、適切な支援を行うための必要な措置が講じられている場合には、本法施行後に、看護師等が常時配置されていないことを理由に通園できなくなるものではないため、念のため申し添えます。

2. 国の補助制度について

保育所等における医療的ケア児への支援を推進するため、現在、国において以下の事業の実施に対する国庫補助を行っているため、各地方自治体においては、こうした補助制度を活用しつつ、引き続き支援の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

<保育所等の看護師等の配置等のための支援>

① 医療的ケア児保育支援事業

(1) 実施主体

都道府県又は市町村

(2) 事業の内容

都道府県等において保育所等に看護師等を配置し医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備する事業。

(3) 備考

医療的ケア児保育支援事業については、法の成立に併せ、実施要綱の改正を行っているため留意されたい(改正内容については「3. 医療的ケア児保育支援事業実施要綱の改正について」を参照のこと)。

<保育所等の改修や設備の整備(備品の購入等)のための支援>

② 保育環境改善等事業 (環境改善事業) のうち、障害児受入促進事業

(1) 実施主体

市町村又は市町村が認めた者

(2) 事業の内容

既存の保育所等において、障害児(医療的ケア児を含む。)を受け入れるために必要な改修や設備の整備(備品の購入等)を行う事業。

(3) 備考

- ア 障害児受入促進事業については、改修だけではなく、設備の整備(備品の購入等)を実施する場合にも対象となること。
- イ 当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等が補助の対象となること。また、過去に同事業の補助を受けている保育所等についても、再度、補助の対象となること。

<保育所等への送迎対応のための支援>

③ 広域的保育所等利用事業(こども送迎センター等事業)

(1) 実施主体

市町村

(2) 事業の内容

居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童(障害等により保護者による送迎が困難な家庭の児童を含む。)を対象として、市町村が設置するこども送迎センター又は児童の自宅等から各保育所等への送迎を行う事業。

(3) 備考

- ア 対象児童が本事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置することを要件としていること。
- イ 送迎方法・経路等の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮するとともに、児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

3. 医療的ケア児保育支援事業実施要綱の改正について

医療的ケア児保育支援事業については、法の成立に併せ、本日付で「「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について」(子発 0915 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)を発出し、実施要綱の改正を行っているところですが、その主な改正内容については以下のとおりです。

① 「医療的ケア児」の定義について

本事業の「医療的ケア児」の定義について、法第2条において規定された「医療的ケア児」の定義との平仄を合わせるため、「障害児」から「児童」に変更したもの。なお、本事業の「医療的ケア児」の定義については、変更前・変更後にかかわらず、基本的には同義であるため、念のため申し添える。

② 「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成について

本事業は、都道府県等が保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであり、また、当該体制整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズ等を踏まえつつ取り込むこととしていることから、都道府県等において計画的に体制整備を進めていくため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成を求めることとしたもの。

4. 国の補助制度に関するFAQについて

「2. 国の補助制度において」に記載した事業について、地方自治体からのよくある質問を別添5「国の補助制度に関するFAQ」として整理しましたので、参照いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

別添1 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

別添2 「医療的ケア児保育支援事業」参考資料

別添3 「保育環境改善等事業」参考資料

別添 4 「広域的保育所等利用事業」参考資料

別添5 「国の補助制度に関するFAQ」